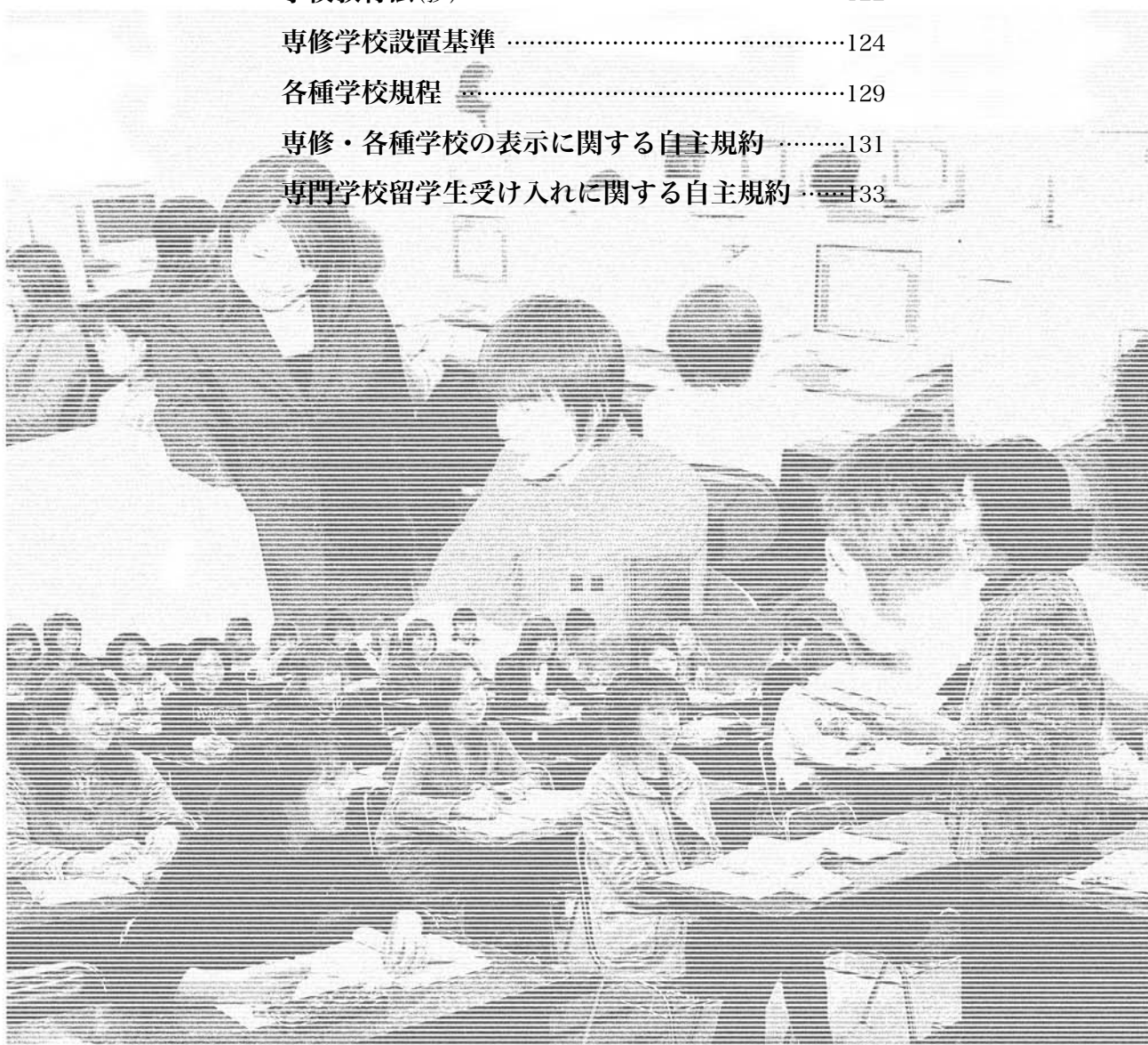


資料

学校教育法(抄)	122
専修学校設置基準	124
各種学校規程	129
専修・各種学校の表示に関する自主規約	131
専門学校留学生受け入れに関する自主規約	133



学校教育法(抄)

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活上に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第八十二条の四 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者(設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- 一 目的、生徒の数又は課程の種類に
応じて置かなければならない教員の数
- 二 目的、生徒の数又は課程の種類に
応じて有しなければならない校地及び
校舎の面積並びにその位置及び環境
- 三 目的、生徒の数又は課程の種類に
応じて有しなければならない設備
- 四 目的又は課程の種類に応じた教科
及び編制の大綱

第八十二条の七 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならぬ。

3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に

関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

第八十二条の八 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第八十二条の九 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとする

るときその他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二条の十 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第五十六条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入することができる。
第八十二条の十一 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは

「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第十三条の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもつて当該専修学校の設置者とその旨を通知しなければならない。

第八章 雑則

第八十三条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

2 第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第三十四条の規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事

に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。
第八十三条の二 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。
2 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

専修学校設置基準

（昭和五十一年一月十日文部省令第二号）

最終改正年月日…平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条―第一条の三）
- 第二章 組織編制（第二条―第七条）
- 第三章 教科等（第八条―第十六条）
- 第四章 教員（第十七条―第二十条）
- 第五章 施設及び設備等（第二十一条―第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条

専修学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

(自己評価等)

第一条の二

専修学校は、その教育水準の向上を図り、当該専修学校の目的及び社会的使命を達成するため、当該専修学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 専修学校は、第一項の点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第一条の三

専修学校は、当該専修学校における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

第二章 組織編制

(教育上の基本組織)

第二条

専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織を置くものとする。

2 前項の組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第三条

前条第一項の組織には、一又は二以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条

第二条第一項の組織には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科(以下「夜間学科等」という。)を置くことができる。

(授業時数)

第五条

専修学校の授業時数は、学科ごとに、一年間にわたり八百時間以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、夜間学科等にあつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減ずるものとする。ただし、この場合において一年間の授業時数は、四百五十時間を下ることができない。

(同時に授業を行う生徒)

第六条

専修学校において、一の授業科目に

ついで同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条

専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章 教科等

(授業科目)

第八条

専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第九条

専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第十条

専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす

す授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っているとして認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っているとして認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十一条

専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科

目の履修(第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修(第十四条の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第九条第二項並びに前条第三項及び第五項により当

該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

(授業の方法)

第十二条

専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち二分の一を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第十三条

専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

(科目等履修生)

第十四条

専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

(授業時数の単位数への換算)

第十五条

専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合におい

ては、三十五時間をもつて一単位とする。

第十六条

専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野においては、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野においては、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第四章 教員

(教員数)

第十七条

専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第一に定めるところによる。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならぬ。ただし、専任の教員の数は、三人を下ることができない。

3 夜間学科等を併せ置く場合にあつては、相当数の教員を増員するものとする。

（教員の資格）

第十八条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上教諭の経験のある者

四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五 特定分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第十九条

専修学校の高等課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

一 前条各号の一に該当する者

二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三 準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四 学士の学位を有する者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第二十条

専修学校の一般課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならぬ。

い。

一 前二条各号の一に該当する者

二 高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

（位置及び環境）

第二十一条

専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

第二十二条

専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第二十三条

専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

（設備）

第二十四条

専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎の面積）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（校舎の面積）

第二十四条

専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

（設備）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

（設備）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

（設備）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

（設備）

第二十五条

専修学校は、目的、生徒数又は課程

に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第二十六条

夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第二十七条

専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第二十八条

専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附則

- この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。
- この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十条第二項ただし書に規定する

専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。

3 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員とすることができる。

4 課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附則（平成六年六月二日文科省令第一四号）
この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月一七日文科省令第三八号）抄

1 この省令は、平成十一年四月一日から

ら施行する。

附則（平成二十一年一〇月二五日文部省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年一〇月三十一日文部省令第五三号）抄
（施行期日）

第一条

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年三月二十九日文部科学省令第一八号）
この省令は、平成十四年四月一日から

施行する。

附則（平成二十五年三月三十一日文部科学省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年六月二日文科省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月九日文部科学省令第四〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

別表第一 専修学校の教員数（第十七条関係）

課程の区分	課程の区分		教員数
	学科の属する分野の区分	生徒総定員の区分	
課程 高等課程 又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3人
		八十一人から二百人まで	3 + 《生徒総定員 - 80》 ÷ 40 人
		二百一人から六百人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 50 人
		六百一人以上	14 + 《生徒総定員 - 600》 ÷ 60 人
		八十人まで	3人
		八十一人から二百人まで	3 + 《生徒総定員 - 80》 ÷ 40 人
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四百一人以上	10 + 《生徒総定員 - 400》 ÷ 60 人
		八十人まで	3人
		八十一人から二百人まで	3 + 《生徒総定員 - 80》 ÷ 40 人
		二百一人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 50 人
		二百一人以上	10 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 6 人
		二百一人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 6 人
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	二百一人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 6 人
	二百一人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 6 人	
	二百一人以上	6 + 《生徒総定員 - 200》 ÷ 6 人	

備考 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

別表第二 専修学校の校舎面積（第二十四条関係）
イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分		学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係		
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	260 + 3.0 × (生徒総定員 - 40) m ²
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	200 + 2.5 × (生徒総定員 - 40) m ²
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	130 + 2.5 × (生徒総定員 - 40) m ²
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	130 m ²

備考 この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分		学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係		
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	180 + 3.0 × (生徒総定員 - 40) m ²
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	140 + 2.5 × (生徒総定員 - 40) m ²
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人以上	110 m ²
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人以上	100 + 2.3 × (生徒総定員 - 40) m ²

各種学校規程

（昭和三十一年十二月五日文部省令第三十一号）

最終改正：平成一六年六月二一日文部科学省令第三五号

学校教育法第八十三条第四項及び第八十八条の規定に基づき、各種学校規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

（水準の維持、向上）

第二条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

（自己評価等）

第二条の二 各種学校は、その教育水準の向上を図り、当該各種学校の目的

及び社会的使命を達成するため、当該各種学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 各種学校は、第一項の点検及び評価の結果について、当該各種学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第二条の三 各種学校は、当該各種学校における教育活動等の状況について、広く周知を図ることができする方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

(修業期間)

第三条 各種学校の修業期間は、一年以上とする。ただし、簡易に修得することができ技術、技能等の課程については、三月以上一年未満とすることができる。

(授業時数)

第四条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、一年以上の場合にあつては一年間にわたり六百八十時間以上を基準として定めるものとし、一年未満の場合にあつてはその修業期間に應じて授業時数を減じて定めるものとする。

(生徒数)

第五条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(入学資格の明示)

第六条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

(校長)

第七条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

(教員)

第八条 各種学校には、課程及び生徒数に応じた必要な数の教員を置かなければならない。ただし、三人を下ることができない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。

(位置及び施設、設備)

第九条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。

2 各種学校には、その教育の目的を

実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。

第十条 各種学校の校舎の面積は、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり二・三一平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第十一条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。

3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(名称)

第十二条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程に

ふさわしいものでなければならない。

(標示)

第十三条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。

(各種学校の経営)

第十四条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行わなければならない。

2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附則抄

1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存する各種学校については、第六条、第七条、第八条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附 則 (昭和四一年三月三十一日文部省令第一五号)
この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日文科省令第一九号)
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二一日文部科学省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

専修・各種学校の表示 に関する自主規約

昭和61年10月

南関東ブロック専修学校等広告倫理綱
領委員会

第1章 総則

(目的)

第1条 この自主規約（以下「規約」という）は専修・各種学校（以下「学校」という）の広告に関する表示事項を定めることにより、公共の利益を擁護し、かつ不当な誘引行為を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

(経営者および関係者の責任)

第2条 経営者および関係者は学校経営の社会的責任を深く認識し、この規約を遵守することはもとより、常に適正な広告活動に努めなければならない。

(定義)

第3条 この規約において「広告」とは学校が行う一切の宣伝活動をいう。

第4条 この規約において「表示」とは学校が、学生・生徒（以下「学生」という）の入学またはセミナー等の参加を誘引するための手段として（学校の施設、機材または入学金、授業料、授業内容その他卒業後の条件資格に関

する事項）を行う広告その他の表示をいう。

第2章 表示基準

(一般表示事項)

第5条 経営者及び関係者は第4条に掲げる事項について広告その他の表示をする場合は当該事項の定めるところによって表示しなければならない。

(学校の名称)

(1) 学校の名称は学校として認可された名称を使用すること。

(課程・学科の名称)

(2) 課程・学科名の表示は認可された課程・学科名を使用し、臨時講座およびセミナー等の名称は認可された学科名と混同または誤認されないよう留意すること。

(所在地)

(3) 所在地の表示は認可された所在地の都道府県・市・区・町村・郡を表示することとし学校本部および事務所等が前記の所在地と異なる場合は、その旨を明記し、誤認されないよう留意すること。

(交通の利便)

(4) 交通の利便を表示する場合は現に通学定期を利用して通学できるもの及びその時間を表示すること。

(学校の経歴)

(5) 学校創立・経歴について表示する場合は事実に基づいて表示しなければならない。

(学校の施設・設備)

(6) 学校の施設・設備等を表示する場合は、現に教習上使用しているものか、実際に学生が利用できる施設・設備でなければならない。

(学生の定員)

(7) 学生の定員を表示する場合は認可された定員を表示しなければならない。

(教習内容)

(8) 教習内容について表示する場合は、実際に実施または使用されている科目または機材等を表示しなければならない。

(教員、講師の表示)

(9) 教員及び講師の氏名を表示する場合は、受諾を得たものに限るものとする。

(在学中の特典)

(10) 在学中の特典は既に実施しているか、またはその特典の実施が確定しているものに限り表示することができる。

(資格)

(11) (ア) 卒業と同時に付与される資格及び卒業によって受験資格が得られる資格について明確に区分して表示して、誤認を与えないよう留意すること。
(イ) 資格を表示する場合は、国家資格・公的資格・準公的資格・民間資格を明確に区分して表示すること。自校のみで設置している資格はその旨を表示すること。

『専修学校各種学校の表示に関する自主規約』について

専修学校・各種学校の表示に関し、全国専修学校各種学校総連合会では、昭和62年6月の総会において、以下に掲げる南関東ブロック専修学校等広告倫理綱領委員会が制定した「専修学校・各種学校の表示に関する自主規約」を全国的に普及させる決議を行いました。

現在、全国各地において、各ブロック別・都道府県別に自主規約の制定がなされ、また、準備が行われていますが、本財団では本書を作成するにあたり、以下南関東ブロックの自主規約に基づき「学校案内編」の編集作業を行いました。

(ウ)資格等の合格率は客観的な数値に基づいて妥当性のあるものであること。

(エ)合格率の表示は在校生の合格率と短期セミナーの受講者の合格率とは区別してその課程・種別ごとに表示すること。

(学生納付金)

(12) 学生納付金は総ての項目ごとに表示すること。かつ入学に際し納付する総額と後日納付する総額と期日を明示すること。

(第三者の推奨、推薦、後援)

(13) 第三者の推奨、推薦、後援等を表示する場合は推薦本人の承諾を得ていなければならない。

第3章 不適正表示の禁止

(不適正表示の禁止)

第6条 学校経営および関係者は広告を行うときは下記の事項について著しく事実と異なる表示をし、または実際のものより著しく優良、有利であると誤認されるような不適正表示をしてはならない。

(1) 学校の所在地については実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示。

(2) 通学の利便については実際に通学利用する場合より優良であると誤認されるおそれのある表示。

(3) 学校の施設・設備について実際のものより優良であると誤認されるおそれのある表示。

れのある表示。

(4) 学校の設立・経歴については事実より優良であると誤認されるおそれのある表示。

(5) 定員については実際より優良であると誤認されるおそれのある表示。

(6) 課程名・学科名・科目・機材等については、実際より優良と誤認されるおそれのある表示。

(7) 教員・講師については実際より優良と誤認されるおそれのある表示。

(8) 卒業後取得できる資格については、実際より優良と誤認されるおそれのある表示。

(9) 資格試験の合格率や就職率について実際より優良と誤認されるおそれのある表示。

(10) 入学について納付金、その他の条件について実際より有利と誤認されるおそれのある表示。

(11) 国、地方公共団体等が、その学校に委託しまた後援していると誤認されるおそれのある表示。

(12) 他人の推薦または後援を受けていないのに受けていると誤認されるおそれのある表示。

(13) 自校と競争関係にある学校の経歴、経営状況、事業規模、その他事業の信用に関する事項について、信用を阻害するおそれのある表示。

(14) 学校の規模、形状、構造について実際のものより優良であると誤認されるおそれのあるモデルルーム、写真、

見取り図、完成予想図の表示。

(法令等に違反する広告の禁止)

第7条 前第6条に規定する不適正表示のほか、法令または条例に違反するおそれの広告、表示をしてはならない。

(施行日)

第8条 昭和61年12月1日から施行する。

運用基準

(一般表示事項)

第1条 「日本一」、「全国一」、「N0・1」等最高級の優位性または唯一性を意味する用語は客観的事実にもとづく数値または確実な根拠なしに使用しない。

第2条 「完全」、「100%」、「絶対」等の完璧性を意味する用語は使用しない。

第3条 「卒業保証」、「全員国家試験合格」、「完全就職」等の学生の将来を保証するような表示は使用しない。

第4条 認可された学校名以外の名称(略称、愛称)を使用する場合は誇大、誤認表示にならぬよう留意すること。

【表示基準第5条(1)】
(学校の経歴)

第5条 学校の経歴は歴史的事実に基づいて表示し、誇大、誤認表示とならぬように留意すること。【表示基準第5条(5)】

(学生、生徒の定員)

第6条 ①学生、生徒の定員を表示する場合は認可された定員を表示するものとし、誇大、誤認表示とならぬよう留意し、グループまたは系列校の総数は表示しない。

②募集要項には課程または学校ごとの定員を明記しなければならない。【表示基準第5条(7)】

(教員、講師名の表示)

第7条 教員、講師名の表示は受諾を得たもの限り表示し、予定交渉中の教員、講師名は表示しない。【表示基準第5条(9)】

(資格等の合格数および合格率)

第8条 資格等の合格人数および合格率はグループまたは系列校等の教員、施設を異にする別の学校の合格人数、合格率を加えないものとする。【表示基準第5条(11)】



専門学校留学生 受け入れに関する 自主規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この自主規約は、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」と称する。

(目的)

第2条 この自主規約（以下「規約」という。）は専門学校における留学生受け入れ体制の整備及び教育環境の充実に関する事項を定めることにより、留学本来の目的である、我が国と諸外国相互の教育水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらにその人材育成に協力することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において「留学生」とは「出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）に定める在留資格「留学」により我が国に滞在する外国人学生をいう。

第2章 受け入れ基準

(設置者及び関係者の責任)

第4条 専門学校の設置者及び関係者は留学生受け入れの社会的・国際的責任を深く認識し、学校教育法第82条の2以下、並びにその規定に基づく専修学校設置基準の遵守はもとより、入管法等の留学生関係法令・省令及び文部科学省通知等を熟知し、留学生がその留学目的を十分達成できるように努めなければならない。

(募集)

第5条 入学募集要項等における表示は、昭和62年6月の全国専修学校各種学校総連合会（以下、「全専各連」という。）定例総会において決議がなされた、「専修学校・各種学校の表示に関する自主規約」に基づき、全専各連各ブロック協議会・各都道府県協会等が制定した自主規約に従うこととし、国外においても同様とする。

(入学選抜)

第6条 入学者選抜に当たっては、諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専門学校の教育を受けるに足りる基礎学力と日本語能力（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く）、

適性及び学費・生活費支弁方法を総合的に判定した上で、入学を許可することとする。

(留学生受け入れ数)

第7条 留学生の受け入れ数は、充実した教育指導を行う観点から、専門学校の設置目的、入学定員、教員組織、施設設備等を考慮した適切なものとし、各学科ごとに適正な数を受け入れることとする。

(生活指導担当職員)

第8条 留学生の生活の指導を担当する常勤の職員を置かなければならない。

(学習・生活状況の把握)

第9条 留学生の生活の指導を担当する職員は、留学生の学習・生活状況の把握に努め、その所期の留学目的が達成されるよう、実態に応じた適切な指導をし、特に所在不明者がないように努めること。

(入国・在留に関する事務)

第10条 留学生の入国及び在留に関連して、以下の行為は厳に慎まなければならない。

- ① 入学許可書の過剰発行。
- ② 入国・在留手続きを有料で行うこと。
- ③ 入国管理局に対する各種申請書の不実記載（出席簿、成績表改ざん等。）または提出文書の偽変造。
- ④ その他、入国・在留に関する違法な行為。

(アルバイト)

第11条 留学生に対するアルバイトの斡旋・勧誘は原則として行わないこと。ただし、留学生よりアルバイトの希望があった場合は、事前に資格外活動の許可を受けさせ、アルバイトの内容・就業時間を正確に把握し、学習環境を適切に保つよう指導する。また、アルバイトの紹介・斡旋を行う場合には、その費用を徴収してはならない。

(書類の整理)

第12条 出席簿・学籍簿等の必要書類の管理を厳正・適切に行う。

(日本語教育の充実)

第13条 留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くことが望ましい。

(卒業時の指導)

第14条 留学生が卒業時にその在留資格の変更等を行わずに、それ以降残留することは、違法であることを周知させる必要がある。

(卒業後の連絡)

第15条 卒業生との連絡を密にし、所期の留学目的が達成されるよう努める。

附則

(施行日)

第16条 この規約は平成5年1月1日より施行する。この規約は平成14年6月20日より改正施行する。

専修学校制度制定30周年 専修学校教育功労者文部科学大臣表彰者

〔私立〕

北海道

池畑テル子

札幌福祉保育専門学校長

栗谷川 悠

北海道造形デザイン専門学校長

高橋英雄

学校法人美専学園理事長

谷内昭治

札幌幼児保育専門学校長

宮崎善昭

札幌YMC A国際ビジネス・社会体育専門学校長

吉田松雄

学校法人吉田学園理事長

青森県

松山きよゑ

青森編物専門学校教頭

宮城県

飯岡 智

宮城文化服装専門学校長

千葉雅保

学校法人文理学院理事長

橋本榮一

東北外国語専門学校長

秋田県

江島清彦

秋田県理容美容専門学校長

山形県

阿部文子

パリス文化服装専門学校長

福島県

鈴木ミサ

福島技芸専門学校長

望木昌彦

尚志学園専修学校長

茨城県

君山八重

さくらドレスメーカー女学院院長

群馬県

小倉基義

学校法人小倉学園理事長

神澤武志

ニユースタイル高崎編物専門学校長

設楽 實

学校法人設楽学園理事長

中島利郎

学校法人有坂中央学園理事長

渡邊幸恵

群馬服装専門学校長

埼玉県

小池千代子

学校法人小池学園理事長

中川裕之

学校法人正興学園理事長

千葉県

市原 啓

財団法人市原学園理事長

植草範子

植草幼児教育専門学校長

土岐四郎

学校法人土岐学園理事長

東京都

網藏卓爾

学校法人日美学園理事長

今井澄夫

トヨタ東京整備専門学校教育部主査

石橋万里子

東京家政専門学校長

大竹通夫

八王子栄養専門学校長

小野正孝

東洋美術学校教頭

川並光昭

聖徳大学幼児教育専門学校長

小林光俊

日本福祉教育専門学校長

窪田多美子

学校法人窪田学園理事長

窪田文子

元学校法人窪田学園理事長

櫻井康司

日本柔道整復専門学校長

佐藤武揚

学校法人佐野学園理事

嶋岡比登枝

府中看護高等専修学校教務主任

高瀬和子

東京文化美容専門学校長

高橋系吾

道灌山学園保育福祉専門学校長

高橋紀子

貞静学園保育福祉専門学校長

武市昌子

国際文化理容美容専門学校渋谷校 国分寺校校長

竹平 潔

東京ホテルビジネス専門学校長

田中啓介

国際製菓専門学校長

田中美恵子

学校法人啓倫学園理事

服部浩美

御茶の水美術専門学校長

平澤正男

聖徳調理師専門学校長

三浦亮一

愛国学園保育専門学校長

山口広泰

学校法人電波学園理事長

神奈川県

岩谷伸一

学校法人岩谷学園理事長

櫻井武美

財団法人櫻井学園理事長

佐藤武昌

財団法人神奈川自動車学校理事長

新潟県

渡辺敏彦

学校法人新潟総合学院学院長

富山県

宮本悦子

出町家政専修学校長

福井県

稲寄俊夫

学校法人稲寄学園理事長

山梨県

梅沢重雄

学校法人日本航空学園理事長

長野県

内川明子

丸の内ビジネス専門学校設置者

大日方 豊

いずみ商業専修学校長

岐阜県

齋木寛治

専修学校中部国際自動車大学校長

静岡県

川口政枝

川口調理師専門学校長

愛知県

青木 修

菊武ビジネス専門学校長

井後治子

名古屋ファッション専門学校長

磯村義安

日慧調理専門学校長

内山長久

名古屋情報専門学校長

小川明治

名古屋工学院専門学校長

後藤正子

後藤服飾専修学校長

近藤 始

名古屋情報メディア専門学校長

杉山孝男

国際トラベル専門学校長

八木和久

愛知文化服装専門学校長

山本春樹

山本学園情報文化専門学校長

三重県

大川吉崇 三重調理専門学校長

滋賀県

辻 順子 辻服飾専修学校長

京都府

植原啓之 京都コンピュータ学院洛北校校長

大阪府

大江瑞子 元上田安子服飾専門学校長

後藤武治 学校法人後藤学園理事長

瓶井 修 日本理工情報専門学校長

古武一成 高津理美容専門学校長

田中博司 大阪物療専門学校長

谷本佳與子 大阪美容専門学校長

谷山 光 大阪工業技術専門学校教育局長

土井加津人 天宗社会福祉専門学校長

西口英男 学校法人西口学園理事長

野中 翠 学校法人マロニエ化学園理事長

平川玄治 修成建設専門学校長

福田益和 学校法人福田学園理事長

別府隆之 田辺オフィスアート専門学校長

皆見量政 阪和鳳自動車工業専門学校設置者

兵庫県

澤田善郎 神戸総合医療介護福祉専門学校長

奈良県

山本恒雄 ひまわり服飾専門学校副校長

和歌山県

太田静子 太田ドレスメーカー専修学校長

鳥取県

松浦小乃恵 学校法人鳥取経理学園理事長

島根県

長谷川幸子 学校法人坪内学園副理事長

和田京子 松江理美容専門学校事務長

岡山県

武田結幸 学校法人武田学園理事長

平田眞一 学校法人第一平田学園理事長

山本アキエ

学校法人山本学園理事長

山口貴子

専門学校倉敷ファッションカレッジ校長

先本啓子

広島服飾専門学校長

古澤敏昭

学校法人古沢学園理事長

増田義夫

学校法人増田学園理事長

香川県

村川永子 白ゆり服装学院副学院長

愛媛県

渡邊笙子

愛媛調理製菓専門学校長

高知県

長崎八重美 高知文化服装専門学校長

中屋久長

高知リハビリテーション学院学院長

福岡県

井樋安雄

福岡医科歯科技術専門学校教員

岩田一夫

福岡医科歯科技術専門学校教員

上田泰延

KCS福岡情報専門学校長

齊藤隆夫

学校法人齊藤学園理事長

坂根嘉子

香蘭ファッションデザイン専門学校長

清水清子

専修学校紫苑学院長

坪根和人

専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス教頭

佐賀県

堤 惟義

学校法人佐賀コンピュータ学院理事長

鹿児島県

久木田隼人 学校法人久木田学園理事長

沖縄県

呉屋ヤヨイ 財団法人琉球美容専修学校理事長

真栄城玄静 海邦電子ビジネス専門学校長

〔公立〕

北海道

須藤桃代 旭川高等看護学院副学院長

千葉県

工藤良子 千葉県医療技術大学校教授

東京都

高橋順子 東京都立北多摩看護専門学校教務係長

愛知県

澤田節子 県立愛知看護専門学校長

兵庫県

榎村実枝 兵庫県立総合衛生学院歯科衛生学科教務主任

〔国立〕

埼玉県

加藤博志 国立身体障害者リハビリテーションセンター
更生訓練所理療教育部教務統括官

東京都

石綿 勝

東京医科歯科大学歯学部附属歯科技工士学校
教務主任

参考文献・写真・資料提供

◆参考にした文献・資料、団体のウェブサイト

- 『広報全専各連』（全国専修学校各種学校総連合会）
- 『専修学校制度20年史』（1995〔平成7〕年、全国専修学校各種学校総連合会）
- 『学制百年史』（1972〔昭和47〕年、編集・監修：文部省）
- 『専門学校新聞』（専門学校新聞社）
- 『文部科学省学校基本調査』
- 『国民生活白書』（内閣府）
- 『少子化社会白書』（内閣府）
- 『2003 Specialized Training Colleges』（文部科学省）
- 電子政府 法令データ提供システム（総務省行政管理局）
- News Web Japan（講談社）
- 全国教育略年表（岡山県）
- 武蔵野東技能高等専修学校
- 日本キャリア教育学会
- 日本評価学会
- 財団法人日本生涯学習総合研究所
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構
- 日本公認会計士協会
- 社会保険労務士試験センター
- 社団法人日本不動産鑑定協会
- 独立行政法人国際交流基金
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 国立社会保障・人口問題研究所
- 社団法人日本自動車整備振興会連合会
- 社団法人コンピュータエンターテインメント協会

◆写真・資料・情報提供、協力（順不同）

- 専門学校新聞社
- 学校法人秋葉学園 千葉情報経理専門学校・成田国際福祉専門学校
- 学校法人兵庫栄養専門学校 兵庫栄養調理製菓専門学校
- 学校法人上田学園 上田安子服飾専門学校
- 学校法人国際共立学園 国際理容美容専門学校
- 学校法人龍澤学園 盛岡医療福祉専門学校
- 学校法人電子学園 日本電子専門学校
- 学校法人中込学園 東洋美術学校
- 学校法人東京総合食品学園 東京製菓学校
- 学校法人福田学園 大阪工業技術専門学校
- 学校法人修成学園 修成建設専門学校
- 学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校
- 学校法人大原学園 日本スポーツ科学専門学校
- 社団法人東京都専修学校各種学校協会
- 世界文化フォト
- オリオンプレス
- 共同通信社
- 毎日新聞社
- 読売新聞社
- 日本経済新聞社
- 河村法子
- 高橋まゆみ
- アートディレクター：洞山武士
- エディター：森透
- デザイナー：はし本かつ人

30周年記念特別委員会委員

●特別委員会

委員長 坪内孝満 専門学校松江情報ビジネスカレッジ

副委員長 中島利郎 中央情報経理専門学校

●式典実施委員会

委員長 中島利郎 中央情報経理専門学校

委員 千葉雅保 専修学校河合塾文理

村松紳年 大原簿記専門学校

田中幸雄 京都調理師専門学校

下坊和幸 広島YMCA健康福祉専門学校

●祝賀会実施委員会

委員長 千葉 茂 日本工学院八王子専門学校

委員 岡本比呂志 中央情報専門学校

渡辺敏彦 新潟総合学院

佐竹茂市 高知情報ビジネス専門学校

●記念誌編纂委員会

委員長 谷内昭治 札幌幼児保育専門学校

委員 龍澤正美 盛岡医療福祉専門学校

秋葉英一 千葉情報経理専門学校

堤 惟義 佐賀コンピュータ専門学校

●記念行事実施委員会

委員長 浦山哲郎 富山情報ビジネス専門学校

委員 宮崎善昭 札幌YMCA国際ビジネス・社会体育専門学校

長川泰次郎 姫路経営医療専門学校

吉田徹雄 九州医学技術専門学校

●参与

栗谷川 悠 北海道造形デザイン専門学校

木浪賢治 ヘアアートカレッジ木浪学園

中込三郎 東洋美術学校

八木和久 愛知文化服装専門学校

稲葉 豊 専門学校アートカレッジ神戸

大橋啓一 広島芸術専門学校

宗 由貴 専門学校禅林学園

高山哲信 専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス

専修学校は、日本の教育史上、極めて短期間に発展し、成熟した学校制度であると言われています。それだけ国民が必要とした学校だったのです。

学歴主義と偏差値教育の弊害に気づき、仕事や職業に直結する実学教育の大切さを専修学校の教育が実証したのです。フリーター、アルバイト、ニートが大きな社会問題になっている中で、専修学校の生徒たちは、確かな目的意識をもって学んでいます。また、卒業生は堅実な勤労観をもった社会人として貢献しています。

● ●

専修学校制度制定30周年記念誌編集の作業にかかわることができたことは光栄であるとともに、責任の重大さを痛感しました。幸い10周年及び20周年記念誌が充実した内容で刊行されていますので、それ以後の10年間に重点を置き、編集することとしました。

● ●

歴史の記録として書き置くだけでなく、可能な限り資料性を付加するために種々のデータも盛り込みました。また高校生はじめ青少年にも親しんで読んでいただきたく、平易な文章表現に努めました。

● ●

専修学校関係者のたゆまぬ努力で制度的改革、在學生と卒業生の地位の向上、大学や大学院との接続など改善、発展してきた様子が、この記念誌から読み取ることができます。一方、一条校との格差是正、公平な教育環境の実現など、まだまだ解決されなければならない問題点も読み込めます。

● ●

歴史を検証すると共に、今後の専修学校の針路を発見する一助にしたいだければ幸いです。

30周年記念特別委員会記念誌編集委員会

委員長 谷内昭治

龍澤正美

秋葉英一

堤 惟義



専修学校制度制定30周年記念誌

職業教育をになう 専修学校30年のあゆみ

2005年12月20日発行

編集……………30周年記念特別委員会 記念誌編纂委員会

編集協力…株式会社ニューイングクリエイティブ

発行……………全国専修学校各種学校総連合会

〒102 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館

03-3230-4814

印刷……………株式会社ニューウイング